



▲裏参道商店街による清掃活動

きれいな街並みを
みんなで作りたい



ごみの排出ルール違反や、電柱への違反広告物の張り付け、駐輪場以外への駐輪など、一部の心ない人たちの行為によって、地域の生活環境が乱される例が後を絶ちません。そこで、多くの方が、自分たちの身近な地域の環境を守ろうと、美化活動に取り組んでいます。

中央区では、平成十年度から、「ごみのきまり」啓発事業を開始し、町内会ぐるみで町内清掃、ごみステーションパトロール、花植えなどとともに、ごみ排出ルールなどの啓発活動を行っています。また、学校の児童・生徒が、



▲西連合町内会による違反広告物除去活動

学校周辺の植樹枿に花植えをしたり、公共空間の落書きを消すなどの活動に取り組んでいる例もあります。

さらに、平成十五年度からは、道路や公園などの公共空間を養子に見立て、地域の団体が里親となつて、清掃や花植えなどのお世話をしていた。ただ「中央区道路アダプト制度」を導入しています。現在、商店街、NPO、町内会など八団体と覚書を取り交わし、違反広告物の除去、落書きの消去、ごみ清掃、駐輪自転車整理整頓などの活動を行っています。

数々の美化活動により、以前に比べて、ごみの排出ルールが守られるようになった、違反広告物の数が減ったなどの効果が見られています。

これまで紹介したように、町内会をはじめ、学校やボランティア、NPOなど、多数の団体がさまざまな地域活動を行い、住み良い地域づくりを進めています。

一方、多くの地域住民がこうした活動を知る場や、地域活動に取り組む各団体が他の団体の活動状況を知る機会はまだ多くありませんでした。地域活動が、住み良い地域づくりにより、一層大きな効果をもたらすために、それぞれの団体や区で新たな取り組みが始まっています。

地域活動の連携を
考えていきたいと思いますか



地域活動は、各団体が自主的に取り組んでいるため、同じ地域の中で複数の団体が似たような活動をしている場合があります。こうした団体が互いに連携して一つの課題の解決に取り組むことができれば、個々の活動は小規模でも、活動の範囲が広がり、その効果も広がります。

先に紹介した環境美化活動や、地域の防犯活動（表紙写真）などにおいて、すでに、町内会や学校など複数の団体が

が協力して活動しているものがあり、大きな成果を挙げています。

また、地域活動の連携は、同じ目的の活動に限られるものではありません。例えば、地域の歴史を見直す活動と、町内の花植え活動を組み合わせ、地域の隠れた歴史的名所を花で飾ることで、それまで見過ごされがちだった場所に目を向ける人を増やそうとしようという活動を広げていくことも可能です。

各地区のまちづくりセンターは、こうした地域活動の広がりや支援するため、地域活動に関する情報提供や相談への対応、各種の団体間の交流の拠点としての役割を果たすべく、機能の充実を図ろうとしています。将来的には、地域活動に携わる多くの団体が参加して、住み良い地域のあり方まで話し合える「まちづくり協議会」へと発展させることを目指しています。

住民主体のまちづくりを求める声は今後ますます高まると見られ、地域活動がまちづくりに果たす役割もさらに増していくことでしょう。これまで地域活動に参加したことのない人も、身近な問題から取り組んでみませんか。

地域活動については、区の地域振興課または各地区のまちづくりセンターへお問い合わせください。

【区役所】
地域振興課

南3西11 区役所分庁舎
☎(231)2400

【まちづくりセンター】

大通公園(本府、中央、大通地区)

北1西9 ☎(251)6353

東北 北2東2 ☎(251)8119

苗穂 北1東10 ☎(261)3669

東 南2東6 ☎(241)1696

豊水 南8西2 ☎(521)0204

西創成 南5西7 ☎(521)2384

曙 南11西10 ☎(511)0116

山鼻 南23西10 ☎(511)6371

幌西 南11西14 ☎(561)3256

西 南6西13 ☎(561)7124

南円山 南9西21 ☎(561)2472

円山 北1西23 ☎(611)3367

桑園 北7西15 ☎(621)3405

宮の森 宮の森2-11 ☎(644)8760